

鹿 児 島 県 公 報

令和元年 8 月 2 日（金）第 26 号の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

監 査 委 員 公 表

○監査結果の報告に係る措置の公表

（監査委員事務局取扱い） 1

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第 4 号

平成31年 3 月 15 日付け監査第109号の監査結果に基づき、令和元年 7 月 11 日付け財第35号で鹿児島県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

令和元年 8 月 2 日

鹿 児 島 県 監 査 委 員 長 野 信 弘
同 大 藪 豊
同 酒 匂 卓 郎
同 前 野 義 春

文書注意事項

所管部	団 体 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
総務部	学校法人時任学園	私立高等学校授業料軽減費補助金について、年度途中で授業料負担者が変わったにもかかわらず、県学校法人助成条例施行規則第 3 条の規定による補助事業内容変更承認申請書を提出していない。 （私立学校運営費補助金） （鹿児島県私立高等学校授業料軽減費補助金） （鹿児島県私立高等学校等就学支援事業交付金） （鹿児島県魅力ある私立学校づくり事業費補助金）	1 県の指導、監督の強化 (1) 返還が発生した学校法人に対して、就学支援金及び奨学給付金並びに入学金・授業料軽減費補助金の各制度の担当者間で情報共有を図り、申請者の確認や家庭状況の変更による手続漏れ等がないよう要請した。 (2) 各学校法人に対し、平成30年度の財政的援助団体監査における指摘事項等について、事例を示し、注意喚起を行うとともに会計事務の適正な管理運営に一層努めるよう周知した。 2 当該団体の講じた改善措置 (1) 対象外となった補助金（14,850円）について、保護者から徴収し県へ返納した。 (2) 授業料負担者、保護者の所得及び居住地について十分に確認することとした。
	学校法人池田	1 私立学校運営費補助	1 県の指導、監督の強化

	学園	<p>金について、実績報告書の管理経費支出の賃借料の一部が、未払金に計上したまま支出せずに実績報告しているものがある。(3件)</p> <p>2 ホテルパックを利用した旅費について、旅費規程の旅費支給基準のおり宿泊料の調整をしていない。 (私立学校運営費補助金) (鹿児島県私立高等学校等就学支援事業交付金)</p>	<p>各学校法人に対し、平成30年度の財政的援助団体監査における指摘事項等について、事例を示し、注意喚起を行うとともに会計事務の適正な管理運営に一層努めるよう周知した。</p> <p>2 当該団体の講じた改善措置 (1) 訂正した(当該賃借料を除いた)実績報告書を提出した。 (2) ホテルパックを利用した場合は、ホテルパック料金のみ支給するよう旅費規程を改定した。</p>
くらし保健福祉部	日本赤十字社 鹿児島赤十字病院	<p>旅費について、過不足払いがある。(4件 過払額196,580円, 4件 不足額194,220円) (鹿児島県医療施設運営費等補助金)</p>	<p>1 県の指導, 監督の強化 (1) 補助金の実績報告時に病院の規程に則り処理がなされていることを確認することとした。 (2) 全ての補助事業者に対し、補助金申請時において、交付要綱の周知及び注意喚起を行うこととした。</p> <p>2 当該団体の講じた改善措置 (1) 旅費について、該当村に説明し、過不足払額を精算する手続を行っている。 (2) 今後の対策として、今回の旅費規則の解釈の誤認内容について、担当課職員で情報共有を行い、注意を喚起した。 (3) 旅費計算にあたっては、担当と担当係長によるダブルチェック体制をとることとした。</p>
	社会福祉法人 興正会	<p>介護職員について、実際の配置数(3人)が基準数(常勤換算方法で4人以上)を満たしていない。 (鹿児島県軽費老人ホーム事務費補助金)</p>	<p>1 県の指導, 監督の強化 (1) 実地検査を行う北薩地域振興局に情報提供した。 (2) 人員基準を遵守するよう、平成31年3月19日に当該法人を指導した。</p> <p>2 当該団体の講じた改善措置 法人内で人員配置について調整した。その結果、平成30年度までは常勤3人であったが、平成31年4月からは常勤4人となり、人員基準を満たすこととなった。</p>
	社会福祉法人 福泉会	<p>入居契約書及び重要事項説明書の管理等が適正でない。</p>	<p>1 県の指導, 監督の強化 (1) 実地検査を行う大隅地域振興局に情報提供した。</p>

		<p>(1) 入居契約書及び重要事項説明書がないもの 1件</p> <p>(2) 重要事項説明書に不備があるもの 16件 (鹿児島県軽費老人ホーム事務費補助金)</p>	<p>(2) 書類の管理を適切に行うよう、平成30年11月15日に当該法人を指導した。</p> <p>2 当該団体の講じた改善措置</p> <p>(1) 入居契約書及び重要事項説明書が保存されていなかったものについて、早急に入居者及びその家族に連絡し、それぞれの書類について説明を行った。入居者及びその家族から同意を得られたので、署名をいただくなどし、書類を整備した。</p> <p>(2) 重要事項説明書に不備があったものについて、早急に入居者及びその家族に連絡し、それぞれの書類について説明を行った。入居者及びその家族から同意を得て、書類を整備した。</p>
土木部	鹿児島県住宅供給公社	<p>1 経営健全化計画に取り組んでおり、当期純利益が黒字となったが、依然として債務超過額が多額となっている。 (債務超過額28億4,891万9千円)</p> <p>2 賃貸管理事業及び長期割賦事業の収入未済の合計は、前年度より減少(収納率は低下)しているが、依然として多額となっている。 (収入未済額6,901万5千円) (鹿児島県住宅供給公社出資金) (鹿児島県住宅供給公社経営健全化資金貸付金) (鹿児島県住宅供給公社に対する金融機関融資損失補償)</p>	<p>1 県の指導、監督の強化</p> <p>(1) 鹿児島県住宅供給公社の分譲促進等を支援し、経営の健全化を図るため、引き続き指導を徹底していく。</p> <p>(2) 悪質滞納者への法的措置など、滞納対策の強化に関する助言・指導を徹底していく。</p> <p>2 当該団体の講じた改善措置</p> <p>(1) 住宅メーカーと協働した住宅完成見学会の開催をはじめ、マイホームセミナー、各種キャンペーンの実施等による積極的な宅地の販売や、フリーレント制度等を活用した賃貸施設等の入居促進に取り組むとともに、人件費等の固定経費の削減を行うこととしている。 今後とも、分譲資産の早期売却や賃貸施設等の空室解消を図るなどの収支改善及び有利子負債の早期解消に向けた取組を進め、一層の経営改善に努めることとした。</p> <p>(2) 収入未済の解消については、日頃から滞納が発生しないよう未然防止に努めるとともに、滞納案件については、「滞納家賃等の督促事務処理方針(平成9年12月8日施行)」に基づく、電話督促、文書による催告や夜間訪問などの取組に加え、長期</p>

			滞納者に対する訴訟手続の実行など、未収金の早期回収と滞納の長期化防止を図り、適切な債権管理に努めることとした。
--	--	--	---